

岩手県告示第705号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所並びに構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年11月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
財団法人日本建築センター	法人の名称	財団法人日本建築センター	一般財団法人日本建築センター	平成23年4月1日
一般財団法人日本建築センター	法人の住所及び事務所の所在地	東京都千代田区外神田六丁目1番8号	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	平成23年11月7日